

岩手県告示第 402 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社松福堂	八幡平市大更第 21 地割 36 番地 2	株式会社松福堂ほっと・はーと仲町デイサービス	八幡平市大更第 21 地割 36 番地 2	平成 19 年 4 月 16 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ユイケア	盛岡市東黒石野一丁目 11 番 3 号	マキケアセンター	盛岡市東黒石野一丁目 11 番 3 号	平成 19 年 4 月 4 日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社松福堂	八幡平市大更第 21 地割 36 番地 2	株式会社松福堂ほっと・はーと仲町デイサービス	八幡平市大更第 21 地割 36 番地 2	平成 19 年 4 月 16 日